

いじめ対応行動マニュアル



基本概念

- ❖ 自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ❖ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ❖ 常に被害者の立場になって考え、子どもの命に関わる問題と心得ること。

いじめ早期発見の努力事項

本人・保護者からの発見

- ❖ 常に相談しやすい関係を築く。(日記指導・家庭との連絡体制・生活アンケート)
- ❖ 学級担任や専科教員・養護教諭との情報交換
- ❖ 相談窓口の周知徹底(保健室・相談室等)

本人・保護者以外からの発見

- ❖ 定期的・臨時のアンケート調査の実施
- ❖ 傍観者をつくらず支援者・告発者を創り出す学級経営。
- ❖ 人権尊重の支持的風土づくり
- ❖ 地域への積極的な情報発信と収集

アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制

いじめをキャッチしたときの行動



校内いじめ問題対応チームの招集

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任
養護教諭、スクールソーシャルワーカー、学級担任、その他関係教職員

対応計画協議

いじめ
調査委員会
チーフ
教頭

被害者
支援委員会
チーフ
養護教諭

加害者
指導委員会
チーフ
生徒指導主事

再発防止
委員会
チーフ
人権・同和教育主任

具体的対応策の協議

臨時職員会議

全教職員で
いじめ問題に対応

事務局による外部対応

保護者への調査報告義務

事実関係・被害児童支援体制
いじめ解消の対策・再発防止策等
関係諸機関との連携